

会 議 録

会議の名称	平成28年第5回 和泉市外部評価委員会（公の施設の使用料等の見直しに関する外部評価委員会）
開催日時	平成28年10月3日（月） 午後2時から午後4時まで
開催場所	コミュニティセンター1階 中集会室
出席者	<p>[委員] 阿部委員長、吉弘副委員長、山本委員、岡田委員、江本委員</p> <p>[事務局] 石川副市長、宮崎副市長、森吉市長公室長、黒木市長公室理事、小泉政策企画室長、佐々木企画経営担当課長、藤原総括主査、中川主事</p>
会議の議題	<p>1 開会</p> <p>2 公の施設の使用料見直し基本方針（案）の評価</p>
会議の要旨	公の施設の使用料見直し基本方針（案）の評価。
会議録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている。 <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項	傍聴者 2名

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

次第 1 開会

司会者（小泉政策企画室長）

みなさん、こんにちは。大変長らく、お待たせいたしました。

それでは、ただいまから、平成 28 年第 5 回和泉市外部評価委員会を開催させていただきたいと思いを。

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私ともご多忙のところ、本委員会にご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、会議を始めさせていただく前にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思いを。まずは、事前にお渡ししている青いファイルのほか、本日、机上配布させていただいております、「次第」、「資料 1 基本単価・見直し使用料（案）積算シートの修正」、「資料 2 公の施設の使用料見直し基本方針（案）に対する意見のとりまとめ」、「資料 3 答申のフォーマット（案）」、「資料 4 長時間利用にかかる使用料の見直し方法について」となっております。

以上でございますが、資料の不足等はございませんでしょうか。

ここで、会議録の作成についてご説明させていただきます。本会議の会議録作成のため、発言内容を録音させていただきますが、会議録作成後は、録音内容を消去いたします。録音のため、お手数ですが、ご発言の際は、マイクのご使用をお願いいたします。また、会議録について、発言者の氏名を公表して作成しますことをご了承願います。

それでは、会議の進行につきましては、阿部委員長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

次第 2 公の施設の使用料見直し基本方針（案）の評価

阿部委員長

みなさん、こんにちは。

会議に入ります前に、青いファイルの資料 3「基本単価・見直し使用料（案）積算シート（貸室等）」について、修正があると聞いておりますので、まずはその内容について、事務局から説明をお願いします。

政策企画室 藤原総括主査

資料 1「基本単価・見直し使用料（案）積算シートの修正」について、事務局藤原からご説明させていただきます。

修正内容につきましては、資料の作成後に南部リージョンセンターの積算基礎額に貸室以外の業務である図書室や道の駅の人件費が含まれていることがわかりましたので、これらを積算基礎額から減額するものです。

1 ページをお願いいたします。こちらの表は、青いファイルの資料 1「施設概要シート」8 ページの南部リージョンセンターの管理事業費を抜粋しております。

先の資料では、平成 26 年度、平成 27 年度ともに B 欄、人件費の給料・賃金が 34,473,600 円で、この人件費と維持管理費を基に積算基礎額を算定しておりました。

しかし、この人件費には、S 欄、図書室の人件費 10,108,800 円、T 欄、道の駅の人件費 5,832,000 円が含まれており、これらを除いた U 欄、18,532,800 円が南部リージョンセンター貸室にかかる人件費であることから、この金額と維持管理費をもって積算基礎額としなければならなかったため、今回、修正するものです。

2 ページをお願いいたします。2 ページは、青いファイルの資料3「基本単価・見直し使用料（案）積算シート（貸室等）」における基本単価算出の修正前と修正後を比較した表でございます。

修正前は南部リージョンセンターの person 費の（9）の欄が平成 26 年度、平成 27 年度ともに 34,473,600 円ですが、修正後は、18,532,800 円となりますので、これによって、（11）積算基礎額合計が減額となり、1 時間あたり 1 m²単価が 8.6 円から 8.1 円に減額となります。

3 ページをお願いいたします。先ほどの基本単価の修正は、すべての貸室に適用されますので、3 ページと 4 ページに貸室ごとに基本単価の修正前、修正後の見直し使用料（案）とその増減額を記載しております。

基本単価の減額による影響について、生涯学習センターと生涯学習サポート館は、減額となる部屋が多い状況ですが、その他の施設については、多くの部屋で増減額が 0 円となっています。これは、修正前、修正後ともに激変緩和率を適用した額が見直し使用料（案）となっているため、基本単価の減額が影響しないことによるものです。

なお、本日、修正後の「基本単価・見直し使用料（案）積算シート（貸室等）」を配布させていただいておりますので、以前に配布させていただいております青いファイルの資料3につきましては、差し替えをお願いします。

以上が基本単価・見直し使用料（案）積算シートの修正の説明でございます。

阿部委員長

ありがとうございます。南部リージョンセンターについて、図書室や道の駅にかかる person 費も含まれており、これらを除くと 1 時間あたり 1 m²単価が 8.6 円から 8.1 円と 0.5 円下がるようです。この基本単価が、全ての貸室の基本単価となりますので、南部リージョンセンターの貸室だけではなく、全ての貸室に適用されることとなります。

基本単価が下がったことにより、生涯学習センターや生涯学習サポート館の「見直し使用料（案）」では、修正前よりも減額となる部屋が多いようです。その他の施設については、激変緩和措置により積算された額が「見直し使用料（案）」の額となっているため、増減額が発生していない部屋が多いようです。

それでは、青いファイルの資料3「基本単価・見直し使用料（案）積算シート（貸室等）」については、本日配布されている資料に差し替えをお願いします。

続いて、前回会議において、チャリティーの事例や予約システムの導入状況について委員から質問があり、事務局が確認するとのことでしたので、報告をお願いします。

政策企画室 藤原総括主査

事務局藤原でございます。

チャリティーの事例について、施設担当課に確認させていただきましたが、過去に市民体育館でチャリティープロレスの事例があったのみで、他の施設でチャリティーの事例はございませんでした。

次に、予約システムの状況でございますが、スポーツ施設は、大阪府域 20 自治体が共同利用しているオーパスシステムで管理しております。料金変更等にかかるシステム改修費について、料金自体の変更であれば、システム改修は不要のため、特に費用はかかりませんが、平日と休日異なる料金設定をする場合、二つの料金体系を設定する必要があり、今の料金体系に新たな料金体系を追加することとなるため、システム改修費用がかかると聞いております。

貸室については、生涯学習センターが予約システムを導入しております。

料金変更等にかかるシステム改修費について、こちらも料金自体の変更は、特に費用はかかりませんが、時間貸しの実施等、見直し内容によっては、システム改修費用が生じると聞いております。その他の貸室の施設は、紙台帳やエクセルデータベースでの管理のため、予約システムは導入しておりません。

以上でございます。

阿部委員長

チャリティーの事例はあまりないようです。

体育施設については、予約システムがあるようで、料金を変えるだけであれば、現行システムで対応できますが、その料金に夜間割増や休日割増を設けるとシステム改修が必要となるようです。

また、貸室では、生涯学習センター以外の施設については、エクセルデータや紙媒体での管理を行っているようです。将来的には、電子システムで一元的に管理していくことになるのかもしれませんが、電子化の費用とそれによって削減されるコストを踏まえて、導入を検討していくことになろうかと思えます。

それでは、本題に移りたいと思います。前回の会議から、青いファイルの資料2「公の施設の使用料見直し基本方針（案）」にかかる『評価・検証』の議論をスタートしております。前回は、各委員のご意見をお伺いしましたが、委員会としての意見のとりまとめまでは行いませんでした。そこで、本日は、前回の委員会で出された各委員のご意見を踏まえ、委員会としての意見を整理し、答申（案）の作成に向けて「基本方針（案）」に記載されている内容の『評価・検証』を行ってまいりたいと思います。

『評価・検証』のベースとなる、前回会議における各委員のご意見をまとめたものが、本日の資料2「公の施設の使用料見直し基本方針（案）に対する意見のとりまとめ」です。前回会議でのご意見について、直接的に「評価」につながる内容については「黒丸」、評価の理由に関連する内容については「白丸」、付帯的な内容については「その他の意見」で区分して記載しております。本日は、この資料を参考としながら、また、各委員から補足意見をいただきながら、委員会としての評価等を取りまとめてまいりたいと思います。

ここで、資料3「答申のフォーマット（案）」をご覧ください。これは、本日の委員会において、どういったことを意見としてまとめていかなければならないかを委員皆様と認識を共有しておきたいと思いきり、配布させていただいた資料です。答申には、前回の会議で意見交換を行いました項目ごとに、「基本的な評価」、その評価に至った「評価の理由」、そして、本委員会として述べておきたいと思う「付帯意見」を盛り込んでいきたいと考えております。つきましては、これら項目に関するご意見を委員皆様からいただいたうえで、本委員会の意見に集約してまいりたいと思いますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、評価項目「(1) 使用料算定に用いる原価対象費用」について、資料2の1ページを参考に評価してまいりたいと思います。一点目は、使用料の算定に用いる原価対象費用について、人件費や維持管理費といったランニングコストとするか、建設費も含めたフルコストとするか、という点となります。この点については、委員の皆様がランニングコストが妥当とお考えのようですので、改めて議論する項目ではないかと思いますが、よろしいでしょうか。

<各委員の了承>

阿部委員長

それでは、基本的な評価としては、積算基礎額はランニングコストとすることが妥当であるという判断にさせていただきたいと思えます。

これに対する評価理由としましては、出されたご意見を見ますと、基本方針（案）で使用料見直しの対象となっている施設は、選択性が高く、私益性が高い施設ではあるものの、市が公共性に基づいた判断のもと建設されたものであり、災害時には、避難所として活用されるなど施設に公的な目的が付帯しているといったご意見があります。概ねそういう方向で意見は集約されると思われそうですが、追加の意見はございませんか。

<各委員、追加意見なし>

阿部委員長

次の付帯意見の検討ですが、大規模修繕に関して、維持管理の範囲内か、範囲外か見解の分かれるところかと思えます。基本方針（案）では、大規模修繕は、通常の維持管理の範囲外のため、利用者負担ではなく、公費負担にすると記載しておりましたが、この点については、若干、意見の相違がありました。ただし、全てを公費負担とすることは、違うように思いますし、大規模修繕にもいろいろなものが考えられることが意見としてあったかと思えます。大規模修繕を厳密に定義すれば良いのかもしれませんが、意見を見ますと、山本委員の発言にあった「利用者が施設を利用する事によって生じる大規模修繕費用は、ランニングコストに含めるべきである。一方、老朽化、突発的な事故、災害等による建物の構造上、必要な大規模修繕は、公費負担とすべきである。」という意見が比較的わかりやすいかと思えます。全ての大規模修繕を公費負担とするのではなく、山本委員のご意見にあるような形で分けたいうえで、利用者負担と公費負担を分けていくことを委員会として提案したら良いかと思うのですが、いかがでしょうか。

<各委員の了承>

阿部委員長

それでは、利用によって生じる大規模修繕を分けし、これを利用者負担とすべきという付帯意見を付けていきたいと思えます。

次の2番目の項目は、利用者負担割合の設定です。これについては、基本的に1番目の続きで人件費と維持管理費について、原則、全て利用者負担とすることが良いのか、ランニングコストの中でも一部は公費負担する考え方が良いかどうかということですが、1番目でランニングコストが妥当であるという評価となっておりますので、ランニングコストの全てを受益者負担とすることが妥当という意見でまとめたいと思えますがいかがでしょうか。

<各委員の了承>

阿部委員長

こちらの評価理由も、1番目の項目の意見が反映されますので、評価理由は意見をいただいているものから反映したいと思います。

一部の施設について、別の考慮が必要ではないかといった意見ですが、私と山本委員が意見を述べていますが、山本委員はいかがでしょうか。

山本委員

共同浴場の設置背景を踏まえて、若干の公費負担があっても良いと思えますが、特に固執するものではありません。

阿部委員長

私も南部リージョンセンターを特別扱った場合に農業体験交流施設をどうするかということもありますし、迷うところですが、それほどこだわりがあるところではありません。一部の施設を例外的に扱うことはしないということとします。

その他として、基本方針（案）5ページに公の施設を公益性と私益性、必需的と選択的で四つに区分しており、区分2の公益性が高く選択的である施設に葬儀関係が区分されております。この葬儀関係には、火葬場と市営葬儀の両方が含まれております。改めて考えますと火葬場は、火葬しないという選択はないため、選択的ではなく、必需的であろうと思えます。また、公益性と私益性で見ると、便益は特定個人にもたらされるため、私益性が高いと言えるかと思えます。個人や遺族が義務として火葬しなければならな

いとなっているようですので、区分2には、市営葬儀を残して、火葬場については、区分4の私益性が高く必需的という区分に分類したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

<各委員の了承>

阿部委員長

それでは、基本方針（案）に対する付帯意見として記載したいと思います。

3番目の項目は、使用料の積算の方法ですが、委員皆様が妥当とお考えのようですので、妥当な算定方法であるという意見でまとめたいと思います。

評価理由としましては、わかりやすい、合理性があるという意見が示されていますので、わかりやすく、合理的な方法であるという評価理由としたいと思います。付帯意見について、皆様いかがでしょうか。

他の意見は、ないようですので、算定方法は妥当であるとし、評価理由は、わかりやすく、合理的で適切なものであるということで、付帯意見はなしということでまとめさせていただきたいと思います。

次の4番目の項目は、意見が分かれるところでして、類似施設の平均単価を用いること、もしくは、施設ごとに積算する個別単価を用いることのいずれかになります。委員皆様の発言を見ると、平均単価が多いようですが、私と江本委員が個別単価としている状況です。委員会としては、両論併記ということではできませんので、どちらかの意見にまとめる必要がありますので、ご意見をお伺いしたいと思います。江本委員いかがでしょうか。

江本委員

私は、個別単価が良いという考えですが、平均単価のご意見を見ますと、どこに住んでいても同じようなサービスを楽しむようにすべきという考えかと思えます。行政にとって、このことが、どれだけ重要なかは、わかりませんが、これを重視するのであれば、平均単価とすることも正しい解釈であると思えます。同様の施設において同じ単価することが、行政としては、重要なことでしょうか。

市長公室 森吉公室長

市の考え方としましては、利用者がどの施設を利用しても公平な単価で使用できるということを重視しております。施設が新しくても、多少古い場合でも、同様の利用ができるのであれば、平均的な同様の価格とすることが、市民サービスの公平性という観点から見ると、適切であると考えております。

阿部委員長

同じ広さの会議室を利用する場合、どこでも同じ条件で利用できるということが公平ということのようですが、江本委員いかがでしょうか。

江本委員

民間企業では、そのような発想は、あまり考えられませんが、原価計算の考え方でどちらを採用しても間違いではありませんので、先ほどの考えが重要であれば、平均単価でも良いかと思えます。

阿部委員長

私は、個人的には、平均単価を用いることは狭い意味での受益者負担に合わないと考えていましたが、私益的であるものの、市の施設である以上、市民利用に差を設けることは適当でないという、市民を平等に扱う考え方も無視できないという気がしております。吉弘副委員長の市民が同じような受益が受けられるようにすること、岡田委員のどこに住んでいても同じようなサービスを楽しむことの重要性、そういう考えが公共団体が設置する施設であるということに馴染む気がします。江本委員も平均単価を用いる考

え方もあり得るということですので、委員会としての評価は、平均単価ということでまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

<各委員の了承>

阿部委員長

評価理由としては、市民相互間の公平性、すべての市民を平等に扱うというような考え方を重視すべきということになるかと思います。

特に付帯意見はないかと思いますが、意見と評価理由を示して付帯意見はなしにさせていただきたいと思います。

次は5番目の項目です。夜間割増や休日料金、曜日や時間によって、1時間あたりの単価を変えるということについて、基本方針（案）では、時間帯や曜日に関わらず、均一としており、夜間割増や休日割増は行わないという考え方でしたが、委員の皆様のご意見を見ますと、設けるべきであるという意見が多いようです。岡田委員は、わかりやすさという観点から、時間帯や曜日によって、使用料に差を設けるべきではないという意見のようです。他の委員は、需給バランスとしてニーズが違うため、料金を変えた方がよいのではないかという意見ですが、岡田委員いかがでしょうか。

岡田委員

施設によって、どれくらい需給バランスに違いがあるのか。また、休日という概念は、必ずしも土日とは限らないでしょうし、平日や休日どれくらい利用に影響があるのか、時間帯や曜日の違いによる利用率がわかるものはありますか。

政策企画室 藤原総括主査

時間帯による利用状況について、青いファイルの「資料3 基本単価・見直し使用料（案）積算シート（貸室等）」3ページをお願いします。

こちらの生涯学習センターの利用件数を見ますと、文化ホールの平成26年度の利用件数は、午前が2件、午後が29件、夜間が128件あり、夜間の利用が多くなっております。他の部屋では、必ずしも夜間利用の需要が高いという状況ではありませんが、ホールにおいては、時間帯による利用率の差が顕著となっております。また、第3回の施設担当課説明の際に、ホールでは、平日と休日の利用に差があるという説明がありましたが、文化ホールでは、平日が約18%の利用率であり、休日が約58%とホールについては、曜日によっても利用率の差が顕著となっております。

阿部委員長

すべてとはいえませんが、比較的人が多く利用する施設は、夜間や土日の利用が多いようです。ホール以外の他の部屋について、曜日による利用率の違いはありますか。

政策企画室 藤原総括主査

同じ生涯学習センターの学習室1で申し上げますと、平日が約85%、土日が約77%であり、土日と比べて平日の方が利用率が高い状況です。

阿部委員長

前回の議論の中では、夜間や土日の利用率が高いので、利用率の低い日中や平日と差を設けることで利用を振り分け、平均的な稼働率を上げることができるのではないかといった意見が一般的だったと思いますが、必ずしも、すべての施設でそうとは限らないようです。

江本委員

私は、土日だから割増設定をするということではなく、施設の利用状況に応じて、利用が集中している時間や曜日は、料金を上げれば良いということから、個別に割増設定をすべきという意見としております。もともと、基本方針（案）の考え方が、計算が複雑化するというので均一とすると示されていたので、原価計算を適正にしたいということであれば、施設ごとに時間や曜日の割増率を決めればよいので、そんなに煩雑でもないですし、割増率があってもいいのではないかと考えます。

阿部委員長

場合によっては、平日の昼間の方が高くなる設定をしても良いということですか。

江本委員

どのサービス業でも土日の料金が高いということは、土日が混みあい、ニーズが高いという前提でそうした設定をしているわけですから、平日であっても、それだけニーズがあれば、状況に応じて変えれば良いと思います。

山本委員

私も江本委員と同じような考え方です。市の施設については、わかりませんが、夜間や土日は、割増料金が発生しますので、民間企業の運営コストは当然高くなります。民間企業の施設で夜間や土日の料金が高いということは、利用者のニーズが高いということと民間企業の運営コストが高いことの両方が加味されていると思います。また、ニーズが高いところの料金設定を高くしておかないと、ニーズが少ないところを安くできないため、全体の金額が高くなるのではないかと思います。

阿部委員長

吉弘副委員長はいかがでしょう。

吉弘副委員長

コストが高くなれば、その分、料金を高く設定すべきでしょうし、ある程度の割増を設定してもいいと思います。ただし、17時や18時以降に学習室を利用されるのは、おそらく、学校帰りの小学生向け、あるいは、仕事終わりのサラリーマン向けの教室であり、この時間帯の料金に割増設定をすると、教室の利用料を値上げせざるを得なくなるだろうと思いますので、均一化も一つの考え方だと思います。

阿部委員長

確認ですが、市の直営施設の場合、土日の運営は、超勤手当で対応しているのか、振り替えで対応しているのか、どのように対応していますか。

政策企画室 藤原総括主査

職員の振り替えによって対応しています。

阿部委員長

そうすると、夜間の人件費が必ずしも高いとは言えないということでしょうか。

政策企画室 藤原総括主査

そのとおりでございます。

阿部委員長

そうだとすると、ニーズに見合った割増設定について、これまでの皆様の意見を考えますと、原則は、均一としたうえで、時間帯や曜日によって利用ニーズに著しい差がある施設については、個別に割増料金を設定することを検討すべきであると付帯意見を付すべきと思いますが、いかがでしょうか。

江本委員

基本的には、均一としても、利用率に大きな差がある場合に異なる料金設定をすることで良いかと思えます。

吉弘副委員長

ニーズに応じて、料金の割増をするのであれば、ニーズの少ない場合に料金の割引を考えても良いのではないですか。

阿部委員長

そうしましたら、委員会としての評価は、1時間あたりの使用料は均一とし、割増率は設定しないこととしたいと思えます。評価理由としては、わかりやすいということ、受益者負担という観点からも時間によって、運営経費が変わらないのであれば、均一とすべきということになるかと思えます。ただし、付帯意見としては、時間帯や曜日によって著しい利用率の差が生じている場合は、割増料金、または、割引料金を検討すべきであるとさせていただきますよろしいでしょうか。

<各委員の了承>

阿部委員長

それでは、次の項目にうつりたいと思えます。6番目の項目は、午前午後や全日利用など長時間利用の場合に、貸出区分の間の時間の料金が無料となるということですが、それについては、時間単価で計算するのであれば、この時間の料金も徴収すれば良いという意見がありました。また、江本委員の意見では、時間に応じた料金を徴収することとして、激変緩和で対応したら良いのではないかという意見がありましたが、前回の会議の後に事務局で計算すると不整合が生じてしまうということですので、資料4長時間利用にかかる使用料の見直し方法について事務局から説明していただきたいと思えます。

政策企画室 藤原総括主査

資料4長時間利用にかかる使用料の見直し方法について、事務局藤原からご説明させていただきます。

まず、1番の基本方針（案）の見直しでは、コミュニティセンター及び人権文化センターについて、長時間利用における貸出区分の間の時間にかかる使用料の割引以上に割引を行っていることから、基本方針（案）において見直すこととしております。

下の表は、コミュニティセンター3階多目的ホールの算定を記載しておりますが、長時間利用区分の使用料については、午前午後は、「ア+イ」、午後夜間は「イ+ウ」、全日は「ア+イ+ウ」で算出することとしております。

これにより、使用料の引き上げに加えて、長時間利用にかかる割引の見直しも行うため、E欄見直し増減率をご覧くださいますと、30%台から40%台の増加率となり、激変緩和率を超える見直しとなることとお分かりいただけると思えます。

次に、2番の使用料の大幅な引き上げを激変緩和措置を上限として見直す場合、これは江本委員からご意見のありました見直し方法ですが、見直し使用料（案）の額が激変緩和措置を上限とすると、現行使用料に激変緩和率を乗じて得た額を超える料金設定は行えないこととなるため、基本方針（案）で掲げる先

ほどの1番の見直しを実施できないこととなります。

下の表をご覧ください。B欄、設定を要する使用料は時間に応じた算定をしておりますが、C欄、激変緩和使用料はA欄、現行使用料の1.25倍が上限となることから、上記の基本方針(案)の見直し使用料(案)の額を下回ることとなります。

次に、3番の激変緩和措置を踏まえつつ、利用時間に応じた使用料に見直す場合、これは、基本方針(案)において、「値上げにより利用者の減少を懸念」と記載するに至った算出方法ですが、激変緩和措置後の1時間単価を用い、利用時間に応じた使用料を算出することとなるため、見直し使用料(案)の額は、大幅な引き上げとなります。

下の表をご覧ください。午前区分の激変緩和使用料は、現行使用料の1.25倍である15,000円となり、これを時間で割り戻すと、1時間単価が5,000円となります。

この1時間単価に午前午後、午後夜間、全日のそれぞれの利用時間を掛けて、長時間利用の激変緩和使用料を算出します。これが見直し使用料(案)となることから、E欄、見直し増減率をご覧くださいと、全日利用では60%を超える増減率となることがお分かりいただけるかと思えます。

以上が長時間利用にかかる使用料の見直し方法についての説明でございます。

政策企画室 佐々木課長

補足で説明させていただきますと、前回の会議で江本委員から、計算過程を特に配慮する必要はなく、最終的に激変緩和措置で対応する方が良いというご意見をいただいていたかと思えますが、それは、資料4の2番の考え方になります。基本方針(案)では資料4の1番の見直しを考えておきまして、長時間利用にかかるさらなる割引の有無による差をなくすとすると、1番のように激変緩和率を超える見直し使用料(案)も出てくるところでございます。資料4の3番については、大幅な値上げとなってしまう、ここまで上がってしまうと、利用率が下がってしまう懸念があるということから1番の見直しが適切ではないかということでお示しさせていただいております。前回、ご意見をいただいた2番の方法が適切であるとすると、1番の見直しができなくなります。

江本委員

私が時間に応じた使用料を設定すべきではないかといった趣旨は、設定を要する使用料は時間に応じて計算すべきであり、最終的には、激変緩和により見直し使用料(案)と同じになると考えておりましたが、2番の方法では、長時間利用にかかる割引の見直しができないということであれば、1番の見直し方法としても良いと思えます。

阿部委員長

これは、結果的な数字の妥当性を重視するか、それとも、計算過程を重視するかということになるかと思えます。受益者負担の原則で考えると、3番の考え方となると思えますが、これは引き上げ率が高すぎるかと思えます。貸出区分の間の時間が無料になるということは、腑に落ちないところはありますが、最終的に算出される金額を優先するのであれば、1番の考え方が良いという気もしております。私自信も迷うところですが、ご意見はございますでしょうか。

吉弘副委員長

私自信は、3番の考え方とすべきと考えます。その理由は、長時間利用の割引を行うと全日利用が多くなると考えておりましたが、資料を見ると全日利用の件数は少ないようです。そうであれば、1番の見直し使用料(案)が57,500円、3番の見直し使用料(案)が65,000円であり、金額の差額で見ると、7,500円とそんなに差があるように見えないことから、正当性のある3番とすることが良いのではないかと思います。

政策企画室 佐々木課長

この見直しの考え方については、ホールのみではなく、すべての貸室に影響することをご留意いただきたいと思います。時間に応じた料金を徴収するとなると、すべての貸室の料金設定に影響することとなります。

阿部委員長

妥当な計算は、3番の考え方ですが、妥当な金額かどうかで見ると、1.5倍の引き上げは少し大きいように感じます。山本委員いかがでしょうか。

山本委員

難しい問題ですね。委員長判断で決めていただければ、皆様異論ないかと思います。

阿部委員長

受益者負担という観点からずれる部分はありますが、金額は、現行使用料の値上げ幅を考えると、結果的に妥当ということになるかと思いますが。理由としては、見直し使用料（案）の金額が合理的な金額であることから、基本方針（案）の考え方を妥当とすることによろしいでしょうか。

<各委員の了承>

阿部委員長

基本方針（案）の考え方を妥当としますが、これは、算出された金額が妥当ということであり、受益者負担の観点から、将来的には、利用時間に応じた使用料設定となるよう、見直しをを図ることを付帯意見としたいと思います。

次は7番目の項目の適用稼働率の設定となります。50%を適用稼働率とすることに根拠がないという意見が、吉弘副委員長と江本委員から出ておりますが、確かに根拠に乏しいかと思います。実稼働率で計算して激変緩和で対応する方法と適用稼働率を50%とする方法のいずれかになるかと思いますが。

つまり、実稼働率で計算して、本来、徴収すべき使用料を示したうえで、それは、あまりにも負担が大きすぎるため、激変緩和率を適用する方法とするのか、あるいは、市として50%程度の稼働率を目指すべきであり、住民にも受益者負担を求めるが、市としても50%という数字を努力目標として設定する方法とどちらが良いのかということになってきますが、吉弘副委員長はいかがでしょう。

吉弘副委員長

市として稼働率を50%まで高めることを行政努力とすること、また、施設担当課の説明でも指定管理者が提案する稼働率も50%程度という発言があったかと思いますが。そうしたことから、実稼働率が50%を目標としていることを一つの根拠とするのか、もしくは、江本委員のおっしゃられたことも一理あり、今の施設を持続的に運用するためにどの程度のコストが必要かということの一つの指標として示すため、実稼働率とすることも必要かもしれません。しかし、今回、見直しをする使用料を示すことがどれくらいの意味を持つのかという点で考えると、私は50%という数字で良いと思います。

阿部委員長

江本委員いかがですか。

江本委員

事務局にお伺いしたいのですが、50%の稼働率は、自治体や行政において、慣習的なものかどうかとい

うことと、50%を目標にしているということでそこに到達しない場合の各課の業績査定といったことはされていますか。

政策企画室 佐々木課長

50%の稼働率という数値は、一般的に使われているものではありません。稼働率をご覧くださいますと、多くの貸室が50%に達していない状況であり、市として稼働率を高めていくという役割も当然ありますので、目標として50%を設定しているところです。業績査定については、基本的には行っておりません。指定管理者制度を導入する中で、50%を提案している事業者もあるということで、基本的に達成できなかった場合の負担については、指定管理者に及ぶこととなりますので、市としては、稼働率を高めるよう指導や調整を行っておりますが、それについて、外部の評価や反映といったことは行っておりません。

江本委員

達成できたかどうかを定期的に評価するのであれば、適用稼働率の設定も良いかと思いますが、そういう機会がないのであれば、設定することには疑問に思います。

政策企画室 佐々木課長

評価については、毎年、利用状況についての報告は受けており、稼働率が向上しているかどうかモニタリングを行い、検証を行っております。

阿部委員長

向上の努力が何もなされないこともあるので、50%という目標を設定して、これに向けた努力を具体的にやっていくことが重要だと思います。先ほどの話を総括しますと、50%の適用稼働率を設定すること自体は良いが、設定した以上は、定期的な実際の稼働率がどうなっているか評価したうえで、下回っている場合には、具体的な努力を示していくことが必要ではないかというご意見だったと思います。

評価としては、50%という適用稼働率を設定することは妥当であるとし、著しく稼働率が低い施設に実際の稼働率を適用するとあまりにも過大な金額になってしまうこと、また、稼働率が低いということは、利用者の責に帰すものだけではなく、行政にも稼働率の向上に向けた積極的な取組みが求められていることから、行政が稼働率を高める一定の努力をするのであれば、妥当な設定であるとし、付帯意見として、定期的な評価をしたうえで、稼働率が著しく低い場合には、何らかの具体的な改善策を検討していくようなことが求められるということを示すような形でまとめさせていただきたいと思います。

岡田委員

稼働率も含めて指定管理者からの報告内容の評価・分析は、どのように行われていますか。稼働率50%の達成に向けて、きちんと取り組んでいただきたいと思います。現状について、教えていただけますでしょうか。

政策企画室 佐々木課長

毎年、1年間の稼働状況や決算状況、利用者、売り上げなどについて、指定管理者から報告を受けており、この状況については、議会にも報告しております。当然、議会からもご指摘を受けますので、利用者層の把握や分析を行い、ターゲットをどこにするのかなどを指定管理者と調整のうえ、稼働率向上に取り組んでいただいているものと認識しております。

阿部委員長

指定管理者の提案において、50%に達しないと指定管理者が赤字となるような設定を行うことになるの

でしょうが、実際は、もう少し、低い稼働率であっても指定管理者に利益がでるような数字で設定されていると思います。指定管理料について、もっと厳しく算定していくということも、一つの方法でしょうし、努力すべきだと思います。

政策企画室 佐々木課長

指定管理料の設定については、基本的にこれまでの実績ベースでの設定となっているかと思います。指定管理者の選定に際して、事業者の稼働率向上やコスト削減など一番良い運営を目指す事業者指定管理をお願いしているものと認識しております。

阿部委員長

ありがとうございます。次の8番目の項目は、使用料の激変緩和ですが、皆様が激変緩和を設定しないと、著しく高い金額になるため、適当でないとご理解いただいているところかと思います。ただし、激変緩和率に関して、1.25倍が適切かどうか、根拠に乏しいといった意見が出ていたかと思いますが、吉弘副委員長はいかがでしょうか。

吉弘副委員長

1.25倍の根拠を考えておりましたが、なかなか良いものは思いつかず、固定した率だけではなく、実情に応じて柔軟に激変緩和率を設定することも一つの考え方かと思います。

阿部委員長

原則は、1.25倍を妥当とするが、施設によっては、幅を持たせても良いのではないかということですね。周辺他市との比較を踏まえたうえで、1.25倍が妥当でない場合には、1.2倍や1.3倍といった率を設定することも考えられますが、原則として激変緩和率を1.25倍とする考え方でよろしいでしょうか。

<各委員の了承>

阿部委員長

そうしましたら、1.25倍を妥当とし、その理由は、激変緩和措置を設けない場合は、あまりにも過大な金額となってしまう施設が多くあることから、今回の引き上げとしては、25%までの増額が合理的であるとしめます。なお、受益者負担の観点から踏まえ、激変緩和を将来的には撤廃することも検討すべきであることを付帯意見とすることは、いかがでしょうか。

<各委員の了承>

阿部委員長

そうしましたら、激変緩和措置を設定したとしても、3年後や5年後といった将来的には、激変緩和措置を撤廃することも検討すべきである旨を付帯意見にしたいと思います。

次の9番目の項目は、市外利用者の割増料金となります。基本的に割増料金を設定することは、皆様、妥当とお考えのようです。それは、市民は税金を支払っているのに、市外利用者は、和泉市に税金を納めていないので、差をつけるべきであるといった考えだったかと思います。割増率を2倍とすることについて、異論がある方はいらっしゃいますか。

<各委員、異論なし>

阿部委員長

そうしましたら、2倍とさせていただいたうえで、その理由は、税負担の有無ということを中心にまとめさせていただきたいと思います。その一方で吉弘副委員長から南部リージョンセンターについて、意見がありました、いかがでしょうか。

吉弘副委員長

例外を設けるという趣旨ではありませんが、南部リージョンセンターの説明の際に市外利用が多いという説明がありましたので、2倍の利用料金を払っても良いから南部リージョンセンターを使いたいという市外利用者がいらっしゃれば良いですが、2倍になったから他市の施設を使おうということで利用率が下がる懸念もあるだろうという意見です。

政策企画室 佐々木課長

担当課説明の際に、南部リージョンセンターでは、3割程度の市外利用者がいるという説明があったかと思えます。河内長野市や岸和田市の方が来られているのでしょうか、なぜ、南部リージョンセンターに限って多いのか、他の施設において、市外利用がどこまであるのか把握できていないところではあります。第3回の会議で吉弘副委員長からご発言がありましたとおり、南部リージョンセンターは市外利用割増を設定していませんが、昨年できた北部リージョンセンターでは市外利用割増を設定しており、施設によって、不整合が出ているところもあります。事務局としては、これを見直す必要があると考えておりまして、収入面では値上げすることによる影響は想定されることですが、施設利用の整合性を図りつつ、市民の利用を高めていくことを優先に考えております。

岡田委員

他市の利用者がなぜ多いのか、きちんとした分析をやっていく必要があるということと、現在、それぞれの部局が分析を行っていますが、一つの部局が全体の分析を行うことも必要であると思えます。

阿部委員長

利用状況をきちんと把握したうえで、なぜそういった利用状況になっているのか、事務局が考える市民利用を促進していくとするならば、そうでない理由は何なのかということを中心に明らかにしていくことが必要かと思えます。付帯意見として、市民利用が低い施設は、市民利用を促進させる方策をとるべきでしょうし、低い理由を解明すべきということ述べる必要があるかと思えます。

あと、その他の意見で市民利用と市外利用の区分がすべての施設で統一されていないように思われるということがありまして、代表者が市民であれば、あとは、残りの人が市外であっても市民利用となるのか、それとも、過半数が市民でないといけないのか、何らかの合理的な基準を統一的なものとして定める必要があると思えますが、これについて、統一的な基準はありますか。

政策企画室 藤原総括主査

市外利用を判定する統一的な基準はありません。使用料見直しの対象としております貸室では、2施設が市外利用割増を設けており、申請者の住所で判定をしております。一方、スポーツ施設の団体利用につきましては、市民が3分の2以上であれば、市民利用、市民が3分の2未満であれば、市外利用という取り扱いをしております。

阿部委員長

主催者は他市で利用者が市民の場合の割増率の設定はどうなりますか。

政策企画室 藤原総括主査

貸室の場合、申請者の住所で判定しておりますので、主催者が他市であれば、市外利用割増を行っております。

阿部委員長

主催者基準にするのか参加者基準にするのか、今の話で決めかねる部分ではありますが、実際、主催者が他市であっても、実際、利用するのが市民であれば、市民利用でも良い気はしますが、そのあたりの基準について、合理的な基準を検討していただきたいということを付帯意見として付したいと思います。皆様よろしいでしょうか。

<各委員の了承>

阿部委員長

次の10番目の項目は、使用許可申請の統一化ですが、これも市外利用割増と基本的な考え方は同じで、公共施設は市民のための施設であるので、まずは市民に優先的に予約してもらい、市外の方は、市民より遅れて受け付けを行うということに関して、妥当とする意見が多いようです。また、その根拠としましては、市税を使って建設している施設であるということになるかと思えます。皆様よろしいでしょうか。

<各委員の了承>

阿部委員長

付帯意見として、競合性がない共同浴場と温水プールと運動施設の個人利用については、そもそも先行受付という発想自体が成り立たないので、これは、市民と市民以外の人を区別する根拠はないということをお示ししたいと思います。

次に最後の11番目の項目は、営利目的利用者の割増率の設定ですが、これについても、割増をするということについて、委員の皆様が妥当であるとしており、その理由は、非営利的な市民の利用を優先すべきであって、利益を目的とした利用であれば、割増設定をすることは妥当という意見だったかと思いますが、よろしいでしょうか。また、2倍の割増率、市外で営利という場合に3倍の割増率とすることについても、妥当ということでもよろしいでしょうか。

<各委員の了承>

阿部委員長

特に異論がないようでしたら、そうしたいと思います。理由としましては、公共施設である以上、非営利的な活動を優先すべきであるということになるかと思えます。なお、学生の音楽イベントについて、営利というよりも会場の使用料をチケット売り上げで賄いたいということでやっており、これを営利とすべきかどうかという点について、いかがでしょうか。

山本委員

委員長のおっしゃっていることは、わかりますが、どこかで線引きをする必要がありますので、何らかの基準を設ければ良いかと思えます。

阿部委員長

ありがとうございます。基準というのは、基本方針（案）は営利目的、営業目的ということですが、学

生や社会人のアマチュアバンドのように、一緒に楽しむという意味で集まる人に若干の費用負担を求めるという考え方のものは、営利を目的にしていらないと思います。営利とは言い難い利用を区別する、何か良いアイデアはありますか。

吉弘副委員長

非営利活動をどう見分けるかということですよ。むずかしいのは、家のリフォームを展示しているなど、そこでは収益が上がらない場合もありますので、収支報告書を出させるのもあてはまらないでしょうし、アマチュアでやっている場合に、彼らがどうやって運営費用を捻出したのかまでは把握できないので、現実的に考えてアマチュアバンドの活動自体が営利か非営利か見分けられないと思います。つまり、申請内容によって判断するしかありませんので、現行の方針で良いかと思います。

阿部委員長

付帯意見を付けるとすると、営利と非営利の区分を明確にすべきだということになるかと思います。この委員会として基準を示すのではなく、市民が納得できるような基準を設定してくださいということに記載させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、営利目的利用の割増に関しては、それを認め、いま述べたような付帯意見を付けることとし、まとめさせていただきたいと思います。

これで全項目の評価が終了し、この委員会としての意見はまとまったと思います。今後、今日いただいた意見をベースに基本的な評価、評価の理由、付帯意見を答申（案）としてまとめる作業を行ってまいります。

本日は、これで終了となりますが、事務局から何か連絡はございますか。

政策企画室 小泉室長

本日は、短い時間の中で基本方針（案）の11項目について、ご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

本日の会議録につきましては、案を作成し、委員の皆様にご確認いただいた上で、確定したいと存じます。その際は、メール等でご連絡を差し上げたいと存じます。次回の和泉市外部評価委員会は、11月21日、月曜日、午後2時から、前回の委員会の会場でございました「3号館3階、市議会委員会室」で開催させていただきます。お忙しいところ恐縮でございますが、ご出席賜りますようよろしくお願い申し上げます。

連絡事項は以上でございます。

阿部委員長

それでは、これにて、第5回和泉市外部評価委員会を終了いたします。長時間に渡り誠にありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

(終了)